

新潟市健康診査に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」
に対する市民意見と市の考え方

1. 意見募集の概要

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入される一方で、プライバシー等の権利利益の保護の観点から、制度上の保護措置の 1 つである特定個人情報保護評価を行うことが番号法により義務付けられています。

本市では、新潟市健康診査に関する事務について特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を作成し、市民の皆さまのご意見を募集しました。意見募集の結果は下記のとおりです。

2. ご意見の募集結果

(1) 募集期間

令和2年6月22日（月曜日）から令和2年7月21日（火曜日）まで

(2) 広報手段

市報にいがた、市ホームページ

(3) 資料配布・閲覧場所

保健所健康増進課（新潟市総合保健医療センター2階）

各区役所地域課・地域総務課

各区役所の出張所

市政情報室（市役所本館1階）

中央図書館

(4) 意見提出状況

提出人数 1人

提出件数 1件

(5) 意見提出方法

窓口 1人

【市民意見と市の考え方】

No	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	指摘（修正か所）事項は有りません。再実施に当たり、多くの市民から理解して欲しい気持ちが伝わる丁寧な評価書案になっていると評価します。全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を年1回実施し、リスク管理を徹底し実施して下さい。	情報セキュリティ研修を引き続き実施し、職員一人一人の特定個人情報への意識向上を図っていきます。	無

—お問合せ先—

新潟市保健衛生部保健所健康増進課

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

新潟市総合保健医療センター2階

電話：025-212-8162

FAX：025-246-5671

メール：kenkozoshin@city.niigata.lg.jp